

議案第70号

関市職員の給与に関する条例の一部改正について

関市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年9月26日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

地方公務員法の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

## 関市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

関市職員の給与に関する条例（昭和33年関市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。

第22条の2第2号中「(法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削る。

第23条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

第25条第6項中「、当該各項に」を「これらの規定に」に改め、「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、「第22条第1項の」を「同項の」に、「当該各項の」を「それぞれ第2項又は第3項の規定の」に改める。

### 附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。